

秋田公立美術大学情報センター規程

令和4年3月31日

規程第2号

(趣旨)

第1条 本規程は、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「学則」という。）第5条の3の規定に基づき、情報センター（以下「センター」という。）に関する基本的事項について定める。

(目的)

第2条 センターは、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）の教育および研究に必要な情報環境を整備し、これを効果的に運用することによって、本学の教育および研究の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報システムの運用に関する規程又は実施手順の制定および改廃に
関すること
- (2) 情報システムの運用に関すること
- (3) 情報システムの操作の研修等に関すること
- (4) 情報システムの非常時行動計画に関すること
- (5) 情報システムのリスク管理に関すること
- (6) 情報セキュリティ対策に関すること
- (7) 情報システムのトラブルシューティングに関すること
- (8) 前7号に掲げるもののほか、センターに関する業務

(組織および教員)

第4条 学則第10条の3に規定するセンター長は、学長の命を受けセンターを運営する。

- 2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センター長に欠員が生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者

の残任期間とする。

4 センター長の選考方法は、別に定める。

第5条 センター長の命を受けて第3条に規定する業務を行うため、センターに教員を置く。

(ワーキンググループ)

第6条 センターに、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、センター長が指名する者をもって組織する。

3 ワーキンググループに関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターの事務を所掌するため、センターに事務長を置く。

2 センターに、前項の事務長のほか、その他必要な職員を置くことができる。

(委任)

第8条 本規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。